

令和2年10月20日

社会福祉法人 和楽会における特養入居部門コロナ感染予防対策について

社会福祉法人 和楽会
特別養護老人ホーム 夢見ヶ崎
理事長・施設長 清水 完敏
特別養護老人ホーム 和楽館
施設長 三宅 修司
特別養護老人ホーム わらく桃の丘
施設長 稲垣 仁久

前略、平素 社会福祉法人 和楽会の事業運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、表記案件につきまして、先般マスコミ等で報道がございました「高齢者入居施設等における面会規制緩和」に関連しご報告及び法人の方針についてお知らせいたします。

国及び県の通達内容については「地域の感染状況を鑑み柔軟な対応」という内容で具体的な指示が無い事や現状川崎市内の状況が以下の通り

- ①川崎市内特養に感染報告が3件発生している事。
 - ②川崎市内医療機関においても依然医療従事者を含め感染例の報告がなされている。
 - ③（社福）和楽会職員及びご利用者について感染例は報告されていないが2名の濃厚接触認定（PCR 結果陰性）の報告がなされている。
 - ④国の判断については、施設内感染発生時対応の方向性が固まりつつのある中での規制緩和判断であると予想する所ですが、川崎市内他施設の感染状況報告によると高齢感染者の重症化の確率が非常に高く入院後寝たきり重症化を起こしているケースの報告がある事。
- を鑑み、和楽会としては11月以降についても面会制限の継続をお願いいたします。

ご入居者及びご家族の皆様にはご心配とご苦勞をおかけし誠に申し訳ない判断となりますが、法人職員一同も2月より現在に至るまで家庭生活行動をも制限し、感染者ゼロを達成している中で考えるベストの対応が出来ず感染者が発生してしまえば、今までの苦勞が水の泡になりかねないとも考えています。当方の思いもお汲み取りいただき今しばらくの面会規制にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

草々